

社会福祉法人函要会 女性活躍推進一般事業主行動計画

1 計画の理念

女性活躍推進法の施行に伴い女性が活躍できる雇用環境の整備を図ると共に、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

2 基本方針

女性のキャリア取得環境を整備し、女性が活躍できる雇用環境の整備や長く勤められる職場環境をつくるため、非常勤職員から常勤職員への雇用形態の転換や、時間外労働時間の削減及び有給休暇取得推進を実施する。

3 計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間

4 目標と取組内容・実施時期

目標 1 非常勤職員から常勤職員への雇用形態の転換者を毎年2名以上確保する。

取組内容 女性の就労者が多い非常勤職員が常勤職員に転換できる就労環境の整備を行い、年2回の人事ヒアリングにおいて非常勤職員の意向を確認して常勤職員への転換を進める。

実施時期	7月～8月	人事ヒアリングにて意向確認
(通年)	9月～	就労状況の確認・評価と就労環境整備
	12月～1月	常勤職員に転換
	12月～1月	人事ヒアリングにて意向確認
	2月～	就労状況の確認・評価と就労環境整備
	4月	常勤職員に転換

目標 2 平均月時間外労働時間3時間以内を継続する。

取組内容 時間外労働時間の平均月3時間以内を継続し、労働環境改善計画に従い快適な労働環境のもとに安心して就労できる環境を整備する。

実施時期	4月～	部署ごとに月単位の時間外労働時間を把握し、適正な人員配置を実施
(通年)	4月～	職員適正配置のため採用活動は通年実施

目標 3 有給休暇取得率87.8%を継続し、常勤職員の有給休暇取得日数7日未満を0とする。

取組内容 職員の有給休暇取得状況を把握し、有給休暇取得強化期間の設置、休暇を取得しやすい環境の啓発と適正な人員配置による就労環境の整備を行う。

実施時期	6月	運営会議にて有給休暇取得の啓発・周知の実施
(通年)	7月	6月末までの有給休暇取得状況の把握
	7月～9月	有給休暇取得強化期間、人事ヒアリングにて取得状況の確認
	10月	上半期の有給休暇取得状況の把握
	12月～1月	人事ヒアリングにて取得推進
	1月	12月末までの有給休暇取得状況の把握
	4月	年間の有給休暇取得状況の確認